



情報提供	
令和5年6月15日(木)	
懲戒処分に対する問合せ	
担当課 (担当者)	総務部 人事課 (課長 今岡 靖)
電話 F A X	0854-40-1024 0854-40-1029

Press Release

送付文書 1枚

PCB(低濃度ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の不適切処理に伴う『職員の懲戒処分』について

1. 職員の処分

- (1) 被処分者及び処分内容 ①本庁勤務 部長級(当時の担当課長) 50代 男性
戒告(地方公務員法第29条第1項第2号に基づく職務を怠った)
②総合センター勤務 統括主幹級(当時の担当者) 40代 男性
戒告(地方公務員法第29条第1項第1号に基づく法令違反)

(2) 処分年月日 令和5年6月8日(木)

(3) 不適切処分に至った経過

令和元年12月 旧加茂社会就労センターに保管していた「トランス(2台)」と「コンデンサー(1台)」について、PCB分析をした結果、「コンデンサー(1台)」において「低濃度PCB含有 0.52 mg/kg【基準値より 0.02 mg/kg高い】」を確認。

令和2年5月 上記コンデンサー等を処分する担当課の法令の認識不足から、島根県知事から特別管理産業廃棄物運搬業及び処分業の許可を受けていない市内業者に委託し、PCB 廃棄物の運搬及び処分を行った。

令和2年12月 雲南保健所からの指摘・指導を受け、廃棄処理状況の調査を行う。

令和3年3月 調査の結果、PCB廃棄物の不適切処分の詳細について、雲南保健所に報告。
雲南保健所から、3月5日付け文書による嚴重注意を受ける。

令和5年5月 松江地方検察庁が被処分者②について公訴を提起。被処分者②は、令和5年5月17日付けで雲南簡易裁判所から略式命令で罰金 50 万円(納付済)の刑事処分が科せられた。

【公訴事実概要】

PCBを含有する特別管理産業廃棄物(コンデンサー1台)と産業廃棄物(変圧器2台)の運搬及び処分を、島根県から許可を受けていない業者かつ環境省令で定める者でない業者に委託した。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反:同法12条5項、12条の2第5項、25条1項6号、32条1項2号)

令和5年6月 本事案について、市民への損害や不利益については、委託した業者に限定されている。また、本事案発覚後の令和3年12月、雲南市において作業を行った場所等のPCB調査を業者に依頼して実施したがPCBは検出されず、この結果から人体・生活環境への影響は極めて少ないと判断した。しかしながら、PCB廃棄物の不適切な処分を行ったことは、市民の市政不信を招き、雲南市の信頼を失墜させたため、6月8日付けで懲戒処分とした。

2. 再発防止策

PCB廃棄物の適正な保管及び処分をはじめ、廃棄物処理全般について、各所管課において排出者の責務を果たすため、関係法令に基づき、事務処理及び関係機関への報告義務等の徹底を図る。併せて、職員の綱紀肅正について一層取り組む。